

資料8-1 (日中系)	H21.9.29 (午前)
障害福祉サービス等に係る 事業者説明会	
千葉県障害者自立支援課	

グループホーム・ケアホームの 利用対象者の拡大について

平成21年9月29日

千葉県障害者自立支援課

グループホーム・ケアホームの利用対象者の拡大について①

【概要】

● 障害者自立支援法におけるグループホーム（共同生活援助）、ケアホーム（共同生活介護）は、現行制度上、知的障害者及び精神障害者のみが利用対象となっているところであるが、地域移行の促進や地域生活の継続の促進を図る観点から、身体障害者についても利用対象とする。

ただし、65歳以上の者については、65歳となる前に障害福祉サービス等を利用していた者に限る。
【施行日は平成21年度10月1日】

【システムへの影響・対応】

● 特になし。

I 台帳関係

受給者台帳・事業所台帳のインターフェイスは変更しないため、特に変更は生じない。

II サービスコード

追加・変更なし。

III 請求明細書及びサービス提供実績記録票の記載方法

追加・変更なし。

グループホーム・ケアホームの利用対象者の拡大について②

現在までに公布されてる省令等について

1 指定基準(公布日:平成21年7月15日 施行日:平成21年10月1日)

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準
(平成18年9月29日厚生労働省令第171号)

◆設備基準に以下の規定が追加された。

「共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。」

2 報酬告示(公布日:平成21年7月15日 適用日:平成21年10月1日)

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準
(平成18年9月29日厚生労働省告示第523号)

◆身体障害者を対象者とする旨の記載がされ、対象者について以下のとおり示された。

「身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第4条に規定する身体障害者をいい、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。」

3 サービス管理責任者に関する告示(公布日:平成21年7月15日 適用日:平成21年10月1日)

指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等
(平成18年厚生労働省告示第544号)

◆サービス管理責任者研修の地域生活(知的・精神)分野に、身体障害が加わった。(要綱等は未発出)

「身体障害、知的障害又は精神障害を有する者の地域生活に関する分野のサービス管理責任者研修を修了した者」

グループホーム・ケアホームの利用対象者の拡大について③

※「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(案)」等に関する御意見募集に対して寄せられた御意見について
(平成21年8月5日 厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課)より抜粋

質問	回答
対象者の拡大に伴い、バリアフリー化を図るための改修などの施設整備のための、補助金等はないか。	GH・CHの施設整備費については、社会福祉施設等施設整備費補助金又は障害者就労訓練設備等整備事業費において、バリアフリー化を図るための改修等の費用を国庫補助対象としているところです。
身体障害者がケアホームを利用する際に、ホームヘルパー等の利用を可能にしてほしい。	CHにおいては、原則として生活支援員を置くこととしており、一定の要件を満たす場合について、ホームヘルパーの利用を可能としているところです。そのため、ケアホームを利用する身体障害者についても、従前と同様に、一定の要件を満たす場合にホームヘルパーの利用を可能とすることとしています。

質問	回答
身体障害者がCHを利用するにあたり、夜間の報酬単価の引き上げが必要。また、看護職員の配置を可能とし、専門職配置加算を設けてほしい。入居している障害当事者の高齢化、障害の重度化にも配慮した医療ケアの実現に向けても検討してほしい。	平成21年4月の報酬改定において、夜間支援体制加算を引き上げるとともに、医療機関との契約に基づく連携により看護職員の訪問を受けた場合の医療連携体制加算を創設したところです。
65歳以上で身体障害者となった場合にCHが利用できないことについて、年齢制限を外してほしい。65歳を超えてから、入院により一度CHの籍が外れても、再度利用できるようにしてほしい。	今回、身体障害者の地域生活への移行や地域生活の継続を一層促進していく観点から身体障害者を対象に加えたところであり、高齢が原因で身体に障害のある方については、介護保険サービスを利用していただくこととしており、65歳以上の方を対象者から除いているところです。しかしながら、65歳以前にCHを利用したことがある方であれば、一度退所しても再度利用することは可能な取扱いとしています。